

医薬品医療機器等法（薬機法） からの注意点

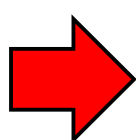
1

広告に関する注意事項 ①

医薬品的な効能効果は標榜できない

- ① 疾病の治療又は予防を目的とする効能効果
- ② 身体の構造又は機能への影響を目的とする効能効果

効能効果の【暗示】も不可



これらを標榜すると医薬品とみなされ、
薬機法第68条違反となります。

2

広告に関する注意事項 ②

<不適例>

- ◆ ガンに効く
- ◆ 高血圧症の改善
- ◆ 生活習慣病の予防
- ◆ 動脈硬化を防ぐ
- ◆ 花粉症の方に
- ◆ 新陳代謝を高める
- ◆ 肝機能の向上
- ◆ 細胞の活性化
- ◆ 血液さらさら
- ◆ 免疫機能を強化
- ◆ 炎症を抑える
- ◆ 血糖値やコレステロール値を下げる
- ◆ 糖尿病に効果があると言われている
- ×△を含有

3

連絡・問合せ先

薬機法に関する問合せは、管轄の保健所
または薬事課までお願いします。

- ◇ 管轄保健所薬務主管課
賀茂、熱海、東部、御殿場、富士、
中部、西部、静岡市、浜松市
- ◇ 薬事課 薬事審査班
TEL : 054-221-2869
FAX : 054-221-2199
E-mail : yakuji@pref.shizuoka.lg.jp

4